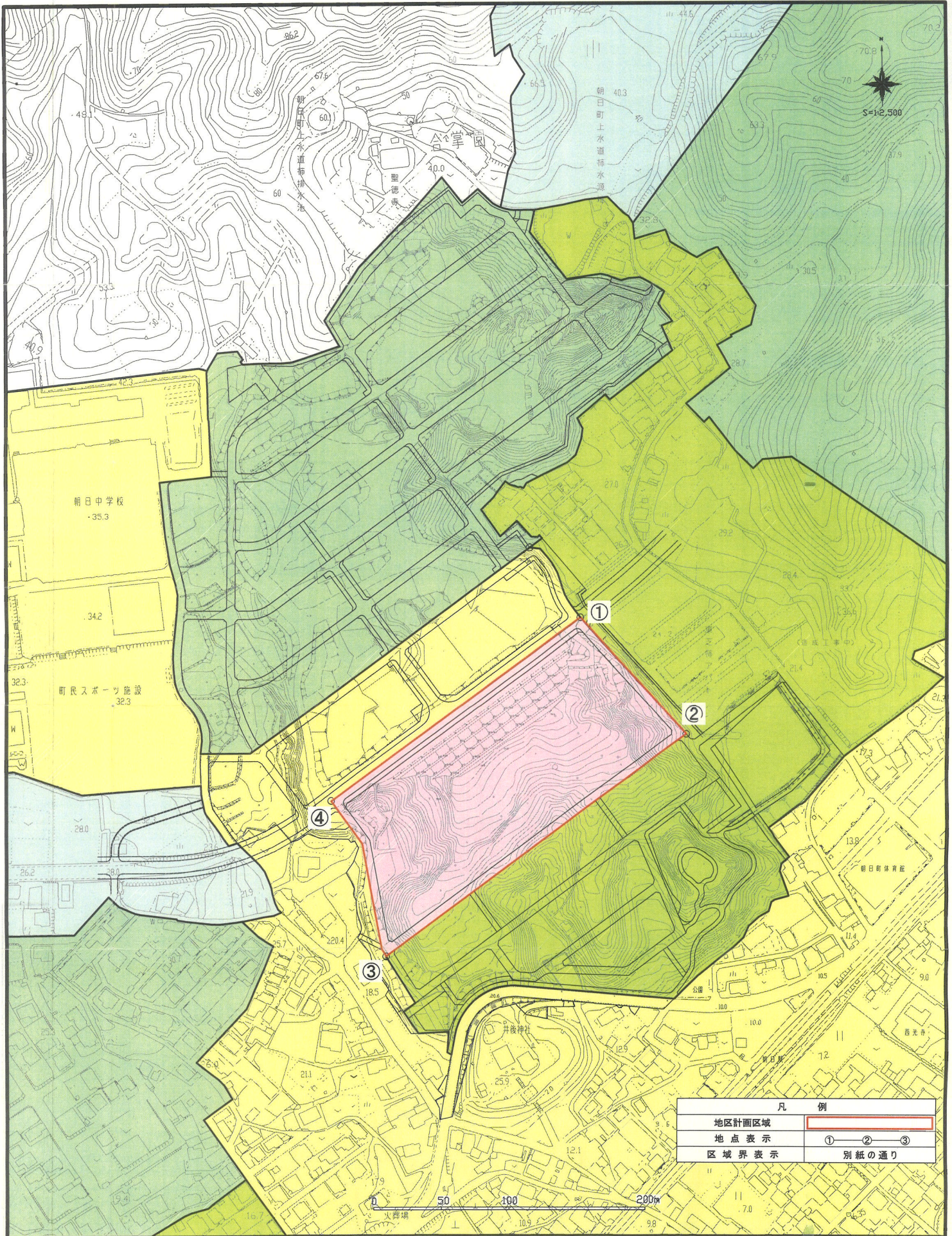


四日市都市計画地区計画の決定 (朝日町決定)

都市計画柿地区計画を次のように決定する。

名 称	柿地区地区計画	
位 置	三重郡朝日町大字柿字城之廣、狐谷地区	
面 積	約 2. 8 h a	
区域の整備・開発及び保全に関する方針	地区計画の目標	<p>当地区周辺は、朝日町の中心部付近の丘陵地に位置し、土地区画整理事業による良好な住環境の整備が進められており、周辺の利便性等から今後市街化が進み人口が増加すると予想されている。</p> <p>近隣商業地域である当地区では、周辺地域住民の利便性の向上を図るための商業施設が誘導されることから、地区計画を策定することにより周辺の住環境を保全し、調和のある街づくりを図る。</p>
	土地利用の方針	<p>当地区の土地利用は、周辺の環境と調和した良好で一体的な商業地の形成に努める。</p>
	地区施設の整備方針	<p>当地区の地区施設は、地区内において一体的に整備し、周辺環境と調和した商業地の形成に努める。</p> <p>特に地区内の区域道路等は、当該区域の開発行為により適正に配置することとし、安全で快適な商業地の形成を図る。</p>
	建築物等の整備方針	<p>当地区の建築物等は、周辺環境と調和した良好な商業施設を誘導することとし、特に住環境に影響を及ぼす建築物の用途制限を行うと共に、商業地域の外周道路からの壁面等の制限を行う。</p>
地区整備計画	建築物の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は、建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築基準法別表第 2 (に) 項 3 号及び 6 号に掲げるもの。 2 建築基準法別表第 2 (ほ) 項 2 号及び 3 号に掲げるもの。 3 建築基準法別表第 2 (へ) 項 3 号、5 号及び 6 号に掲げるもの。 <p>※ただし、6 号に規定する店舗・飲食店は除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 4 建築基準法別表第 2 (と) 項 5 号及び 6 号に掲げるもの。 <p>※ただし、6 号に規定する店舗・飲食店は除く。</p>
	壁面の位置の制限	<p>商業地域の外周道路から、建築物の外壁又はこれに代わる柱の中心線までの距離は最低 1 メートルとする。</p>
<p>・ 区域は計画図表示のとおり。</p>		



凡 例	
地区計画区域	
地点表示	① ② ③
区域界表示	別紙の通り

